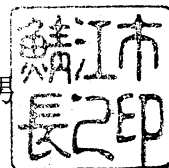


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 2 月 16 日

鯖江市長 牧 野 百 男



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
中野
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 29 年 2 月 16 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数
（個人：12 経営体 生産組合：1 経営体 法人：2 経営体）
4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地
中管理機構に貸し付ける。
6. 今後の地域農業のあり方
水稻、大麦、野菜など営農作物の複合化を行う。
水稻の減農薬・化学肥料の栽培に取り組む。
地区内の水稻栽培の水田で経営転換するときは、農地中間管理事業を活用し、中心
となる経営体に面的集積を進める。
農道、用排水路等の農業施設の維持管理活動を集落の農業者と農地所有者が協力し
て行う。